

(7) 障害基礎年金(国の制度)

障害年金は病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取る事ができる年金です。

◎受給条件…それぞれ(1)~(3)の条件のすべてに該当する人が受給できます。

| | |
|-----|---|
| (1) | <p>障がいの原因となった病気やけがの初診日（初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間 <p>※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人を除きます。</p> |
| (2) | <p>障がいの状態が、障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日）または20歳に達したときに、国民年金法施行令で定める1級または2級に該当していること</p> <p>※身体障害者手帳等の1級及び2級とは基準が異なります。</p> |
| (3) | <p>保険料の納付要件を満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診日の前日に、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること <p>※初診日が令和8年4月1日前までにあり、65歳未満であるときは、初診日の前日において、初診日がある2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。</p> <p>※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。</p> |

※障害認定日に障がいの状態が軽くても、その後障がいが重くなり国民年金法施行令で定める1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、65歳に達する日の前日（誕生日の前々日）までに請求すれば、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

◎相談・受付場所

| | |
|---------|---|
| 相談・受付場所 | <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎1階10番 国民年金窓口 ・大分年金事務所（東津留2-18-15） |
| 注意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 初診日に厚生年金の被保険者であった人（第2号被保険者）や、第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）は、大分年金事務所（TEL 097-552-1211 自動音声案内1番→2番）へお問い合わせください。 ● 初診日に共済組合の組合員であった人は、各共済組合にお問い合わせください。 |

《お問い合わせ》国民年金室（TEL 097-537-5617 FAX 097-532-0705）